

議案第102号

石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて

石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提案理由

地方公務員制度の改正に伴い、一般職の会計年度任用職員の給与等の規定を整備するため。

石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条－第17条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条－第27条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第28条・第29条）

第5章 雑則（第30条－第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替

の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表第1に定める行政職給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第3項を除き、以下同じ。）が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号。以下「給与条例」という。）第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第8条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第8条 給与条例第12条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第9条 給与条例第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲

げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 14 条第 1 項	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第 14 条第 3 項	勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ同条例第 3 条第 2 項又は第 4 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間
第 14 条第 4 項	勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

（休日勤務手当）

第10条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 15 条	勤務時間条例第 3 条第 1 項及び第 4 条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第 4 条	当該フルタイム会計年度任用

	及び第5条の規定に基づく週休日	職員について割り振られた週休日
	正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間

(夜間勤務手当)

第11条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第12条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第18条の勤務は、第9条において準用する給与条例第14条第1項、第10条において準用する給与条例第15条及び前条において準用する給与条例第16条の勤務には含まれないものとする。

(端数処理)

第13条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条において準用する給与条例第14条、第10条において準用する給与条例第15条及び第11条において準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第14条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期

間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 任期が6 箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6 箇月以上に至ったとき（任命権者（法第6 条第1 項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第24条第3 項及び第4 項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1 項の任期が6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6 箇月以上に至ったときは、第1 項の任期が6 箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（特殊勤務手当）

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年石岡市条例第57号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（勤務1 時間当たりの給与額の算出）

第16条 第9 条において準用する給与条例第14条、第10条において準用する給与条例第15条及び第11条において準用する給与条例第16条に規定する勤務1 時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第17条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、石岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年石岡市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第19条 特殊勤務手当条例第3条から第12条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には，特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して，その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について，報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は，勤務1時間につき，第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は，その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし，パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち，その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては，同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は，100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず，週休日の振替により，あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には，割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して，勤務1時間につき，第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定

める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第26条第1項に規定する

勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第23条 第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第24条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額及び扶養手当の月額)並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 任期が6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じた

もので除して得た額

(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条の3第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。ただし、日額支給とする場合の通勤に係る費用弁償の額については、別表第3に定めるところによる。

3 通勤に係る費用弁償の支給日は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、石岡市職員の旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第58号）の規定の適用を受ける職員の例による。この場合にお

いて、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表における3級以下に相当するものとする。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第30条 給与条例第2条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第31条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000
2	145,200	195,800	231,600
3	146,400	197,600	233,100
4	147,500	199,400	234,700
5	148,600	200,900	236,100
6	149,700	202,700	237,800
7	150,800	204,500	239,300
8	151,900	206,300	240,900
9	153,000	207,900	242,100
10	154,400	209,700	243,600
11	155,700	211,500	245,200
12	157,000	213,300	246,600
13	158,300	214,700	248,100
14	159,800	216,500	249,600
15	161,300	218,200	250,900
16	162,900	220,000	252,300
17	164,200	221,700	253,800
18	165,700	223,400	255,400
19	167,200	225,000	257,100
20	168,700	226,600	258,900
21	170,100	228,000	260,500
22	172,800	229,700	262,300
23	175,400	231,300	264,000
24	178,000	232,900	265,700
25	180,700	234,000	267,600
26	182,400	235,500	269,500
27	184,000	236,900	271,300
28	185,700	238,200	273,100
29	187,200	239,500	274,800
30	188,900	240,700	276,700
31	190,700	241,700	278,600
32	192,400	242,900	280,300
33	194,000	244,200	281,800

34	195,400	245,300	283,700
35	196,900	246,500	285,500
36	198,400	247,800	287,400
37	199,700	248,700	289,000
38	201,000	250,100	290,700
39	202,200	251,500	292,500
40	203,500	252,900	294,300
41	204,800	254,300	295,800
42	206,100	255,700	297,500
43	207,400	257,100	299,000
44	208,700	258,400	300,600
45	209,800	259,600	302,200
46	211,100	260,900	303,900
47	212,400	262,300	305,500
48	213,700	263,600	307,200
49	214,800	264,700	308,100
50	215,900	265,800	309,600
51	216,900	267,100	311,100
52	218,000	268,400	312,700
53	219,100	269,400	314,300
54	220,100	270,500	315,900
55	221,000	271,800	317,500
56	222,000	273,100	319,000
57	222,400	274,000	320,500
58	223,300	275,000	321,700
59	224,100	275,900	322,900
60	224,900	277,000	324,100
61	225,600	278,100	324,800
62	226,600	279,100	325,700
63	227,400	280,000	326,500
64	228,300	281,000	327,300
65	229,000	281,500	328,200
66	229,800	282,400	328,600
67	230,700	283,100	329,300
68	231,700	284,000	330,100
69	232,400	285,000	330,900
70	233,100	285,800	331,600
71	233,700	286,600	332,300
72	234,500	287,400	333,000

73	235,300	288,200	333,500
74	236,000	288,700	334,100
75	236,700	289,100	334,600
76	237,300	289,600	335,200
77	238,000	289,800	335,500
78	238,800	290,100	336,000
79	239,600	290,300	336,400
80	240,300	290,700	336,900
81	240,800	290,900	337,300
82	241,500	291,100	337,800
83	242,200	291,500	338,300
84	242,900	291,800	338,800
85	243,500	292,100	339,100
86	244,200	292,400	339,500
87	244,900	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200

112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

別表第 2（第 5 条関係）

等級別基準職務表

行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2 級	相当の知識又は経験を必要とする職務
3 級	特に高度の知識又は経験を必要とする職務

別表第 3（第 2 8 条関係）

自動車等の使用距離	日額 (円)	月限度額 (円)
片道 2 km 以上 5 km 未満	100	2,000
片道 5 km 以上 1 0 km 未満	200	4,200
片道 1 0 km 以上 1 5 km 未満	340	7,100
片道 1 5 km 以上 2 0 km 未満	480	10,000
片道 2 0 km 以上 2 5 km 未満	610	12,900
片道 2 5 km 以上 3 0 km 未満	750	15,800
片道 3 0 km 以上 3 5 km 未満	890	18,700
片道 3 5 km 以上 4 0 km 未満	1,030	21,600
片道 4 0 km 以上 4 5 km 未満	1,160	24,400
片道 4 5 km 以上 5 0 km 未満	1,250	26,200
片道 5 0 km 以上 5 5 km 未満	1,330	28,000
片道 5 5 km 以上 6 0 km 未満	1,420	29,800
片道 6 0 km 以上	1,500	31,600